

京情審答申第52号
平成16年11月9日

京都府知事
山田啓二様

京都府情報公開審査会
会長 錦織成史

公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する
決定について（答申）

平成14年2月4日付け4河第14号の3で諮問のあった事案について、
次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が部分公開とした判断は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成13年9月26日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H13年（ネ）第52号事件乙第37号証に係る出水被害の状況がわかる文書一切」を内容とする公文書の公開を請求した。
- 2 実施機関は、「台風10号による鴨川の水位上昇と陶化橋付近の状況について」（以下「本件公文書」という。）を特定の上、条例第11条第2項の規定により決定期間の延長を行い、その後、平成13年10月31日、部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けで異議申立人に公文書部分公開決定通知書を送付した。
- 3 平成13年12月26日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

実施機関は、住民の氏名 現場調査を行った法人の従業員の氏名（以下「住民等の氏名」という。）が、個人に関する情報であって個人が特定され得るものであり、本件においては、被災場所、住民の発言内容等を公開しているため、住民等の氏名を公にすれば、誰がどのような発言や行動をしたかということが明らかになることから、このような情報は、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものである旨、主張する。

しかし、本件公文書中において、少なくとも地域住民2名の氏名が公開されている。

この点について、実施機関は「本来非公開とすべきところを誤って氏名を公にした住民等に対して、事情説明と謝罪を行い、公にしてしまったことについての事後了解を得た。」旨主張しているが、条例上の非公開情報が、本人への事情説明と謝罪により公開でき得る情報となるならば、条例に基づく実施機関の判断は無用のものとなる。

したがって、他の非公開とされた情報についても同意をとり、公開すべきである。

また、実施機関は、住民等の氏名を非公開とした理由を「個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち通常他人に知られたくないと思ふことが正当であると認められるため」とするが、どの条号の非公開事由に該当するかの理由付記がどこにもない。

これらのことから、本件処分は、取り消すべきである。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書は、昭和58年9月30日に京都土木事務所が、台風10号による鴨川の水位上昇と陶化橋付近の状況について調査したものである。

2 条例第6条第1号該当性について

住民の氏名等は、個人に関する情報であって、個人が特定され得るものである。本件においては、被災場所、住民の発言内容等を公にしているため、住民の氏名等を公にすれば、誰がどのような発言や行動をしたかということが明らかとなる。このような情報は、通常他人に知られたくないと思ふことが正当であると認められるものであり、条例第6条第1号で保護すべき情報であると判断した。

3 理由付記について

異議申立人は、該当条号の記載がないため、どの非公開情報に該当するか不明である旨主張するが、本件処分において非公開とした理由は、「個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち通常他人に知られたくないと思ふことが正当であると認められるため」と記載しており、適法であると考えている。

4 公文書の公開実施について

平成13年11月6日、本件公文書の公開実施を行ったが、条例第6条第1号に該当するとして非公開とすべき住民の氏名等の一部を、誤って一部公にしていたことが、後日、異議申立人の指摘により判明した。

異議申立人の指摘後、実施機関は、誤って氏名を公にした住民等に対して、事情説明と謝罪を行い、氏名を公にしまったことについての事後了解を得た。

本件申立ては、同じ住民でありながら、一部を公にし、一部を非公開としたことについての矛盾を問うものであるが、以上のように公開実施の方法に誤りがあったことは認める。

このことは、個人に関する情報に最大限の配慮を求める条例の精神からしても猛省しているところであるが、本件処分については適法であると判断しているところである。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、府の諸活動を府民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公開することにより個人のプライバシーや法人等の正当な利益を損なうものもある。

このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開・非公開に係る公益性、有用性等を総合的に衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第6条において公にしてはならない公文書として具体的に類型化し、規定したものである。

しかし、同条各号に定める情報に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的にとらえて判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

2 具体的な判断及びその理由

実施機関は、住民等の氏名が条例第6条第1号に該当すると説明するので、これについて検討し、判断する。

(1) 条例第6条第1号該当性について

ア 条例第6条第1号について

条例第6条第1号は、個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの又は個人を特定され得ないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものは非公開とすることを定めたものである。

イ 住民等の氏名の条例第6条第1号該当性について

住民等の氏名が、条例第6条第1号に該当するか否かについて検討する。

実施機関は、本件住民等の氏名は、個人に関する情報であって、個人が特定され得るものであり、本件においては、被災場所、住民の発言内容等を公開しているため、住民等の氏名を公にすれば、誰がどのような発言や行動をしたかということが明らかとなることから、このような情報は、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものであり、条例第6条第1号に該当するため、非公開とする旨を主張する。

これに対し、異議申立人は、住民等の氏名が非公開事由に該当し、非公開決定するとの実施機関の主張は、同じ住民でありながら一方では誤って公開されている住民等の氏名もあることとの整合性が取れないこと、また、非公開情報に該当しても、誤って公開したことに対して事情説明と謝罪により、公にすることが可能になるのであれば、もはや条例に基づく実施機関の判断は無用となる。したがって、他の非公開とされた情報についても同意をとり、公開すべきであると主張する。

しかし、本件においては被災場所、住民の発言内容等を公開されており、住民等の氏名を公にすれば、誰がどのような発言や行動をしたかということが明らかとなることは明白である。このような情報は、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものである。

したがって、住民等の氏名は、条例第6条第1号に該当する
とした実施機関の判断は妥当である。

なお、本件公文書の公開実施においては、条例第6条第1号
に該当するとして非公開とすべき住民等の氏名の一部を誤って
公にしており、本来非公開とすべきところを一部公開してしま
った誤りはあるが、そのことをもって残りの非公開部分まで公
開すべきという異議申立人の主張には理由がない。

(3) 理由付記について

条例第10条第3項の規定により、部分公開又は非公開決定の
通知を行う場合には、「当該通知にその理由を付記しなければなら
ない。」とされている。その趣旨は、非公開理由について実施
機関の恣意的判断を防止し、公正妥当な公開、非公開の判断を保
障しようとするものであると同時に、非公開理由を知らせること
によって、その異議申立てに便宜を与える趣旨をも考慮して規定
されたところにある。

この趣旨からかんがみると、該当条号の記載はないものの、非
公開とした理由は記載しており、違法とまでは言えない。

3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するもの
である。

なお、個人のプライバシーは最大限尊重するという条例の趣旨に
かんがみると、非公開情報を誤って公にするようなことはあっては
ならないことであり、今後の運用に当たっては、条例の趣旨を踏ま
え、実施機関における個人情報取扱いに最大限かつ細心の注意を
払うよう求める。

参考

審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------|---------------|
| 平成14年 2月 4日 | 諮問書の受理 |
| 平成14年10月29日 | 実施機関の理由説明書の受理 |
| 平成15年 2月 5日 | 異議申立人の意見書の受理 |
| 平成15年 4月22日 | 第1回審査会 |
| 平成15年 5月13日 | 第2回審査会 |
| 平成15年 7月15日 | 第3回審査会 |
| 平成16年 8月24日 | 第4回審査会 |
| 平成16年11月 9日 | 答 申 |